

重度訪問介護従事者養成研修 要綱

第1条 研修事業者

(事業者名) 社会福祉法人 福祉共生会

(所在地) 〒274-0073 船橋市田喜野井2-18-3 グレーネⅡ201

(連絡先) 電話 047-476-8583

第2条 目的

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害者若しくは精神障害により行動上著しい困難を有す障害であって、常時介護を要する障害者等に対する入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯等の家事、当該障害者の特性の理解及び居宅内や外出時における危険を伴う行動を予防又は回避するために必要な援護等に関する知識及び技術の習得

第3条 実施課程及び形式

前項の目的を達成するために、次の研修事業を実施する。

重度訪問介護従事者養成課程 (通学)

第4条 研修の名称

社会福祉法人 福祉共生会 重度訪問介護従事者養成研修

第5条 年間事業計画(研修日程及び募集定員)

(研修課程) 統合課程

(研修時間) 20.5時間

(定員) 10名

1回目	令和4年2月20日～令和4年2月28日
2回目	令和4年3月20日～令和4年3月31日
3回目	令和4年5月15日～令和4年5月31日
4回目	令和4年7月17日～令和4年7月31日
5回目	令和4年9月18日～令和4年9月30日
6回目	令和4年11月20日～令和4年11月30日
7回目	令和5年1月21日～令和5年1月31日
8回目	令和5年3月18日～令和5年3月31日

第6条 受講対象者及び受講定員

(対象者) 今後重度訪問介護の業務に従事しようとする者、又は従事することを希望する者とする。

高い学習意欲を持ち、全日程受講できる者とする。

(受講定員) 10名

第7条 研修参加費用

(1) 受講料 35,000円(税込)一括払い
(テキスト代 2,640円 含む)

※指定期間内に受講料を支払うものとする。

※納入後の受講料などは、原則として返金しない。

※受講申し込み受付時、または初回講義時に本人確認を行う。

第8条 使用教材

題名	たんの吸引等 第三号研修(特定の者) テキスト 改訂版
出版社	NPO法人 医療的ケアネット
発行	2021年8月
著者	高木憲司 下川和洋 他6名
価格	2,640円(税込)

※使用箇所について、別紙①「テキスト」添付

第9条 研修カリキュラム及び担当講師一覧

※別紙②「カリキュラム」 別紙③「講師一覧」 添付

第10条 研修実施場所

(講義) 社会福祉法人 福祉共生会 本部内

〒274-0073 船橋市田喜野井2-18-3 グレーネII101

(実習) 社会福祉法人 福祉共生会 本部内

〒274-0073 船橋市田喜野井2-18-3 グレーネII101

重度訪問介護ご利用者ご自宅(船橋市内)

第11条 募集手続き

募集は、ホームページへの掲載、広報誌掲載、関係事業所へのDM等で行う。

受講手続きは、下記の通り

(1) 受講申込書に記入の上、持参、郵送、FAXいずれかの方法により提出。

(2) 募集期間内に受講申込書をもって、受付とする。

ただし定員を超える場合は、研修終了後に重度訪問介護の業務に携わることが決定している者を優先とする。

さらに定員を超える場合は、申し込み順とする。

第12条 研修修了の認定方法

カリキュラムの全課程を履修し、学修の評価により合格に達した者に研修の終了を認める。

(1) 評価方法

① 講義科目は、筆記試験

② 演習科目は、口頭、実技による評価観察

③ 実習科目は、所定の記録による評価

(2) 筆記試験は、講義科目全課程終了後、60分で行う。

(3) 演習科目の評価は、講義時間内に行う。

第13条 研修欠席者に対する補講等の取り扱い

研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、補講(振替受講)を行う事により、当該科目を修了したものとみなす。

この場合、研修開始から1年以内の補講日に受講することとする。

第14条 受講の取り消し

以下に該当する者は、当法人判断により受講取り消しを行う事ができる。その際、受講料の返金を行わない。

- ・遅刻を繰り返す者
- ・学習態度が著しく悪く、カリキュラムの進行を妨げる者
- ・他の受講生の学習を著しく妨げる者
- ・自力で演習内容を行う事ができない者

第15条 修了証明書の交付

社会福祉法人 福祉共生会は、研修修了者に対し、修了証明書及び携帯用修了証明書を交付する。修了証明書の紛失等があった場合、修了者の申し出により、有料にて再交付する。

第16条 修了者の管理

修了証明書を交付した者に対し、社会福祉法人 福祉共生会は、

- ・修了証明書番号
- ・修了年月日
- ・氏名
- ・生年月日
- ・現住所等 必要事項

を記載した研修修了者名簿を、千葉県知事に提出し、永年管理する。

第 17 条 研修担当部署・担当者

社会福祉法人 福祉共生会

(研修部門) 担当者 宮地 充子、原 裕貴

(所在地) 〒274-0073 船橋市田喜野井 2-18-3 グレーネⅡ 201

(連絡先) 電話 047-476-8583

第 18 条 その他研修に係る留意事項

(個人情報管理)

当該研修における個人情報について、厳正に管理を行う。

当事業所は、事業実施や本人確認書類などにより知り得た受講生などの個人情報をみだりに他人に知らせる、又は不当な目的に使用しない。

(附則)

第 1 条 この要綱(学則)は、令和 3 年 月 日から施行する。